

佐賀県規則第44号

地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例施行規則及び中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成6年佐賀県規則第48号）
- (2) 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成11年佐賀県規則第55号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。